

2019 北海道最賃情報

2019年10月25日〈No. 6〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

最低賃金は10月3日から861円です 「賃金明細を確認してください」 周知街宣を実施

連合北海道と連合北海道石狩地協は10月25日、札幌駅西口で最低賃金の周知街頭宣伝を行った。マイクで「最低賃金は3日から861円に改定されています」、「給料明細を確認して」等と市民に呼びかけると共に、連合組合員約20名が市民にチラシを手渡し周知を図った。

宣伝行動は改定日前日の2日にも実施しているが、引き上げ後、最初の給料日を迎えると思われるタイミングで再度実施した。

連合北海道の齋藤副事務局長は「給料明細を確認して861円を下回ってれば使用者に請求しましょう」と呼びかけると共に、月給制や日給制についても「給与を1時間あたりの単価に割り返して確認して下さい」等とアドバイスした。また、石狩地協の光崎副事務局長は「消費税も上がり、一般生活者・消費者は厳しい冬を迎える。連合は改定された最低賃金の周知と履行確保、法令遵守、政府による中小企業支援策の拡充を求めていく。働く市民の皆さんの力を連合に寄せていただきたい」と、連合の取り組みに理解を求めた他、「疑問があれば連合へ相談を」と市民に呼びかけた。



■ 特定最賃審議も結審

特定最賃4業種(鉄鋼・電機・乳糖・船舶)の改定審議は、9月下旬から審議が進められていたが、4業種全てで結審した。

鉄鋼が昨年比19円引き上げの967円、電機が26円引き上げの894円、船舶は21円引き上げの887円で結審し、それぞれ12月1日発効予定。乳糖は21円引き上げの892円で12月6日発効予定となった。